

平成22年10月15日

国土交通省
福島河川国道事務所

阿武隈川に廃タイヤの不法投棄を発見!!

伊達郡国見町大字徳江地内（徳江大橋直下流）の阿武隈川の中州で、廃タイヤが不法投棄される事件が発生したのでお知らせいたします。

1. 投棄物発見日時及び場所等

- ①発見日時：平成22年10月14日（木）13:57頃
- ②発見場所：伊達郡国見町大字徳江地先
とくえ
（阿武隈川10.2付近 徳江大橋直下流）
- ③投棄物：乗用車用タイヤ 12本
一輪車用タイヤ 1本 合計13本

2. 経過

- 福島河川国道事務所伏黒出張所管内において、河川巡視員（委託）が阿武隈川の中州に、不法に投棄された廃タイヤ等を発見。
- 平成22年10月14日（木）伏黒出張所が福島北警察署桑折分庁署へ通報し、同日15時10分に伏黒出張所と福島北警察署桑折分庁署で現地確認を行った。

※直近の巡視：平成22年10月12日（火）14時10分頃の河川巡視において、異常は確認できなかった。

※その他：平成22年10月15日（金）10時 廃タイヤの撤去完了

※参考資料：[位置図](#)
[画像](#)

今のところ、投棄者に関する有力な情報はありませんが、当事務所では、投棄した相手方が特定できれば、処理費用を求めしかるべき対応をとる方針です。

当事務所では、後を絶たないゴミ等の不法投棄に対して、警告看板の設置、河川巡視の強化及び車両乗り入れの規制等の実施など対策を実施していますが、不法投棄が行われているのが現状です。河川を利用される皆様の安全確保と河川環境を守るためには、地域の皆様と連携した取り組みが必要不可欠です。引き続き不法投棄の撲滅にご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。不法投棄などの異常を発見した際の情報提供につきましてもよろしくお願いいたします。

なお、河川内においての不法投棄は、河川法第29条違反となり法律により罰則が下記のとおり定められています。

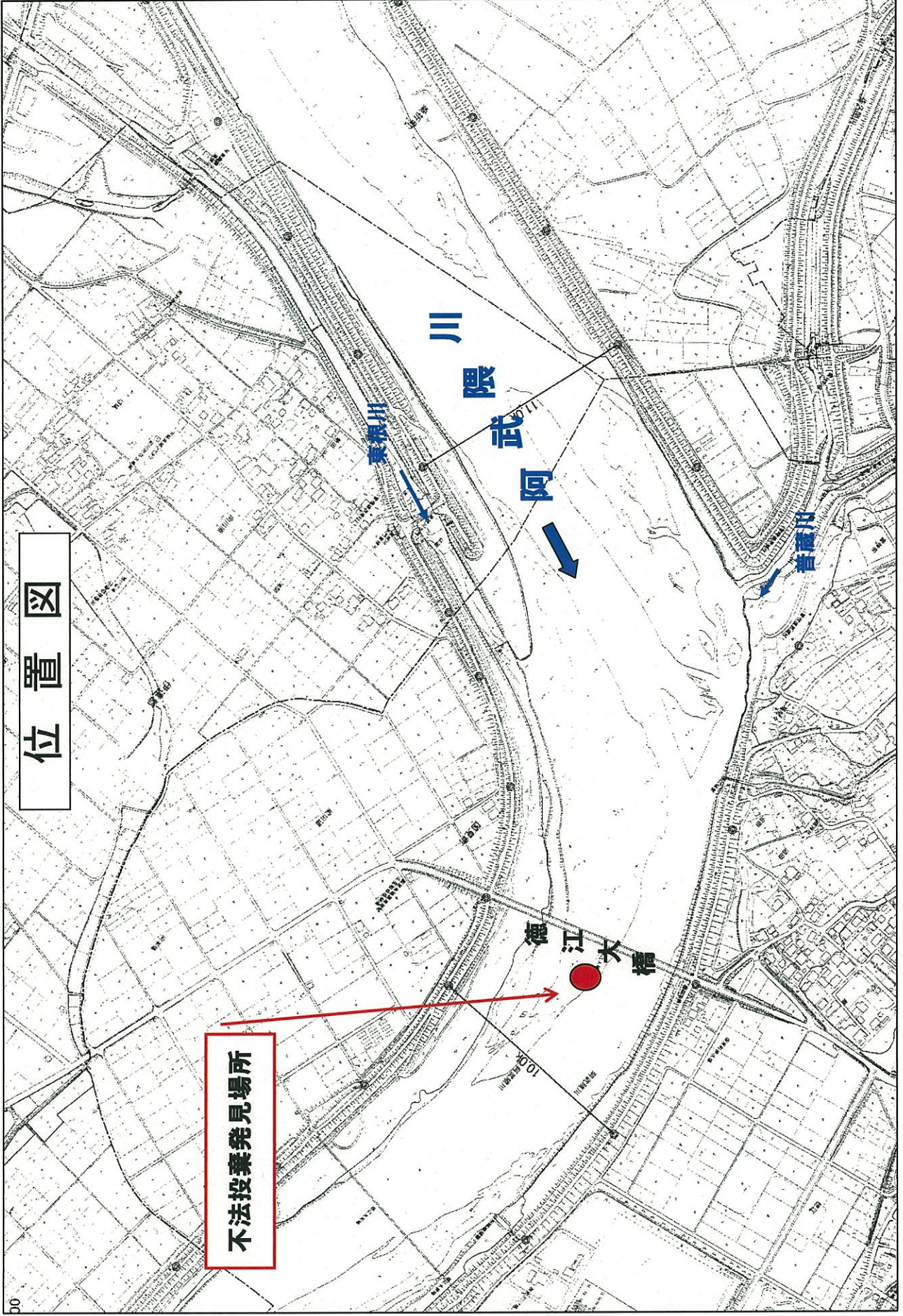
○河川法→3月以下の懲役又は20万円以下の罰金（施行令第58条）など

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律→5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（第25条）など

福島県政記者クラブ、福島市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
河川管理課長 森 禎一（内線331）
電話 024（546）4331（代表）



位置図

不法投棄発見場所

荒川
利根川
利根川ダム

利根川ダム

